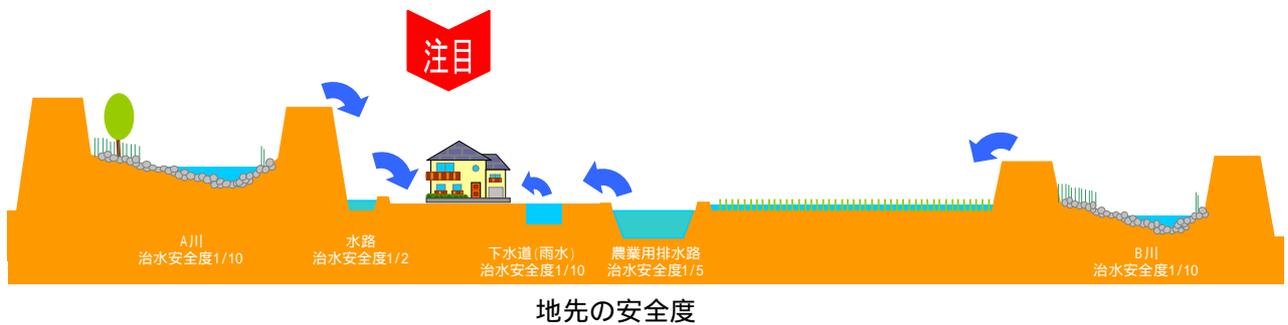


(仮称) 滋賀県流域治水基本条例の主な骨子(案)について

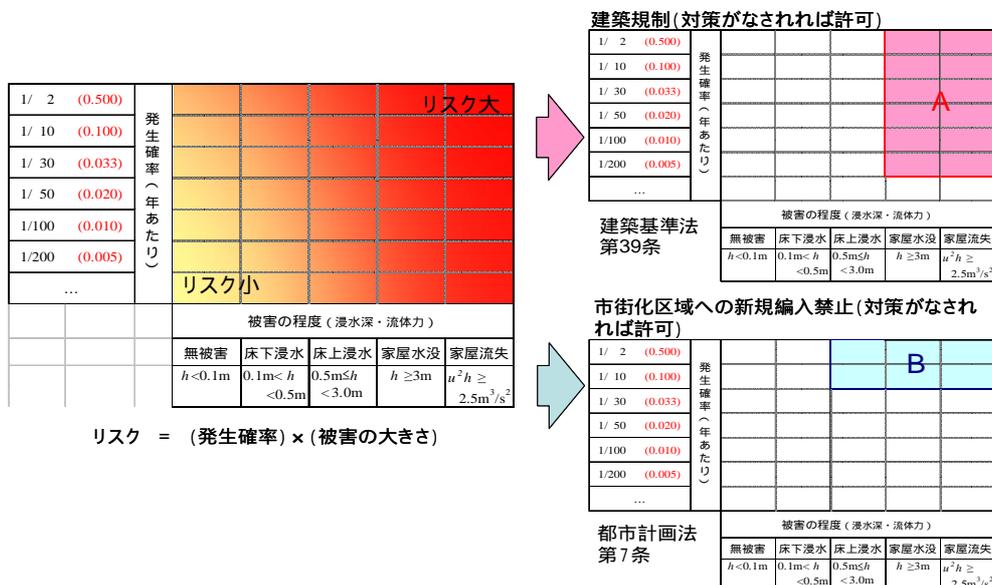
(地先の安全度)

- 流域治水政策を推進するための基礎情報として「地先の安全度」に関する情報を公表
- 県民等と水害リスク情報を共有するため、「地先の安全度」の広報および啓発を実施
- 「地先の安全度」に関する情報は、はん濫原の改変や河川整備等の進捗を反映させるため、おおむね5年ごとに見直し



(水害警戒区域)

- 洪水による人的被害および深刻な資産被害が生じるおそれのある区域について、水害警戒区域として指定
- 人的被害(家屋流出や家屋水没)が生じるおそれのある区域については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用し、建築を規制
- 床上浸水が頻発し、深刻な資産被害が生じるおそれのある区域については、都市計画法7条に基づき新たな市街化区域への編入を原則禁止



(はん濫流制御施設における届出)

- ・ 連続盛土構造物（高さ 1m 以上かつ延長 50m 以上の盛土）を設置、改築または撤去するにあたって、事業者は周辺地域の「地先の安全度」が著しく低下しないよう配慮
- ・ 事業者に対し、事前協議を求め、必要に応じて意見

(水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画)

- ・ 地域住民・市町・滋賀県・国・関係機関等による「水害に強い地域づくり協議会」を圏域ごとに設置し、共働による流域治水対策を推進
- ・ 地域の水害被害が想定される箇所を含む地域では、「水害に強い地域づくり協議会」において、被害を着実に回避・軽減するため地域の特性に応じた課題を整理し、地域の特性に応じた対応策をとりまとめた「水害に強い地域づくり計画」を策定
- ・ 県は「水害に強い地域づくり計画」の推進に対し、支援

